

公 告

国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案について

国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）第 7 条第 1 項の規定により組織された東京圏国家戦略特別区域会議が同法第 21 条第 3 項の規定により行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の案の縦覧について、次のとおり公告する。

なお、本区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することができる。

令和 8 年 9 月 24 日

千代田区長 樋 口 高 顕

- 1 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類
東京都市計画第一種市街地再開発事業
霞が関・虎ノ門地区第一種市街地再開発事業
- 2 当該事項を定める土地の区域
千代田区霞が関一丁目及び港区虎ノ門一丁目各地内
- 3 縦覧場所
千代田区九段南 1－2－1
千代田区環境まちづくり部 景観・都市計画課（千代田区役所 5 階）
- 4 縦覧期間
令和 8 年 9 月 24 日（木）から令和 8 年 10 月 8 日（木）まで
- 5 意見書の提出先
東京圏国家戦略特別区域会議
（提出窓口）千代田区九段南 1－2－1
千代田区環境まちづくり部 景観・都市計画課